

# 資料編

## ○損益の状況 .....52

1. 利益総括表
2. 資金運用収支の内訳
3. 受取・支払利息の増減額

## ○事業の概況 .....53

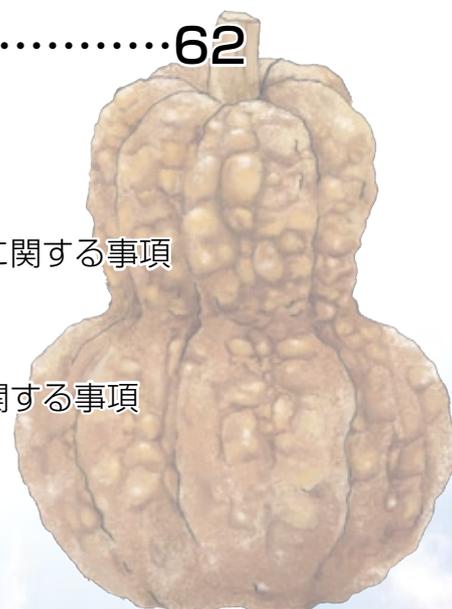
1. 貯金に関する指標
2. 貸出金等に関する指標
3. 有価証券に関する指標
4. 有価証券の時価情報等

## ○経営諸指標 .....61

1. 利益率
2. 貯貸率
3. 貯証率

## ○自己資本の充実の状況 .....62

1. 自己資本の状況
2. 信用リスクに関する事項
3. 信用リスク削減手法に関する事項
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項
5. 証券化エクスポージャーに関する事項
6. オペレーショナル・リスクに関する事項
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
8. 金利リスクに関する事項



# 損益の状況

## 1. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成25年度	平成26年度	増 減
資金運用収支	2,419	2,785	365
役務取引等収支	40	37	△ 2
その他事業収支	1,294	1,071	△ 222
事業粗利益	3,754	3,894	140
(事業粗利益率)	(0.37)	(0.37)	(0.00)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)  
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## 2. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,020,879	7,875	0.77	1,061,659	8,456	0.80
うち預け金	688,383	4,517	0.66	707,511	4,966	0.70
うち有価証券	237,590	1,754	0.74	251,986	1,896	0.75
うち貸出金	77,004	1,532	1.99	80,363	1,514	1.88
資金調達勘定	1,004,541	5,455	0.54	1,043,686	5,671	0.54
うち貯金	1,052,497	5,561	0.53	1,093,618	5,797	0.53
うち借入金	15,000	234	1.56	15,000	224	1.50
総資金利ざや			0.09			0.13

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率  
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等)＋経費－金銭の信託運用見合費用)／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100  
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。  
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 3. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	25年度増減額	26年度増減額
受取利息	32	581
うち貸出金	△ 141	△ 18
有価証券	△ 536	141
預け金	673	448
支払利息	497	215
うち貯金	491	235
借入金	△ 12	△ 9
差し引き	△ 465	365

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。  
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

# 事業の概況

## 1. 貯金に関する指標

### (1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成25年度		平成26年度		増減
流動性貯金	8,704	(0.83)	9,175	(0.84)	471
定期性貯金	958,023	(91.02)	1,004,296	(91.83)	46,272
その他の貯金	517	(0.05)	183	(0.02)	△333
計	967,245	(91.90)	1,013,655	(92.69)	46,410
譲渡性貯金	85,252	(8.10)	79,962	(7.31)	△5,289
合計	1,052,497	(100.00)	1,093,618	(100.00)	41,121

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( )内は構成比です。

### (2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成25年度		平成26年度		増減
定期貯金	972,588	(100.00)	1,024,273	(100.00)	51,685
うち固定金利定期	972,588	(100.00)	1,024,273	(100.00)	51,685
変動金利定期	－	(－)	－	(－)	－

注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( )内は構成比です。

## 2. 貸出金等に関する指標

### (1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度		増減
手形貸付	742		843		101
証書貸付	49,180		50,280		1,099
当座貸越	2,705		2,230		△474
金融機関貸付	24,375		27,008		2,633
割引手形	－		－		－
合計	77,004		80,363		3,359

## (2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成25年度		平成26年度		増減
固定金利貸出	33,415	(42.2)	38,475	(45.6)	5,059
変動金利貸出	45,714	(57.8)	45,937	(54.4)	222
合計	79,130	(100.0)	84,412	(100.0)	5,282

(注) ( )内は構成比です。

## (3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度		増減
貯金等	54		73		18
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	1,295		1,616		321
その他担保物	646		727		81
計	1,997		2,418		421
農業信用基金協会	144		131		△13
その他保証	1,895		1,612		△283
計	2,040		1,744		△296
信用	75,093		80,250		5,157
合計	79,130		84,412		5,282

## (4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度		増減
貯金等	0		—		△0
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	328		313		△15
その他担保物	—		—		—
計	328		313		△15
農業信用基金協会	—		—		—
その他保証	141		126		△14
計	141		126		△14
信用	1		0		△0
合計	470		440		△29

## (5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成25年度		平成26年度		増減
設備資金	5,739	(7.3)	5,605	(6.6)	△134
運転資金	73,390	(92.7)	78,807	(93.4)	5,416
合計	79,130	(100.0)	84,412	(100.0)	5,282

(注) ( ) 内は構成比です。

## (6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	平成25年度		平成26年度		増減
製造業	4,683	(5.9)	4,911	(5.8)	227
農業	4	(0.0)	0	(0.0)	△3
林業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
漁業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建設業	5	(0.0)	273	(0.3)	268
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	(8.8)	5,000	(5.9)	△2,000
情報通信業	2,500	(3.2)	2,500	(3.0)	—
運輸業・郵便業	4,106	(5.2)	3,827	(4.5)	△278
卸売業	4,386	(5.5)	4,005	(4.7)	△381
小売業	1,553	(2.0)	1,523	(1.8)	△29
金融業・保険業	30,348	(38.4)	35,958	(42.6)	5,609
不動産業	3,876	(4.9)	4,708	(5.6)	831
物品賃貸業	12,011	(15.2)	12,745	(15.1)	734
学術研究・専門・技術サービス業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
宿泊業	436	(0.6)	420	(0.5)	△16
飲食業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
教育・学習支援業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
医療・福祉	685	(0.9)	649	(0.8)	△35
その他のサービス	97	(0.1)	130	(0.2)	32
地方公共団体	6,024	(7.6)	6,536	(7.7)	512
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,165	(1.5)	1,220	(1.4)	55
海外円借款、国内店名義現地貸	—	(0.0)	—	(0.0)	—
中央政府	—	(0.0)	—	(0.0)	—
その他	244	(0.3)	—	(0.0)	△244
合計	79,130	(100.0)	84,412	(100.0)	5,282

(注) ( ) 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	9	6	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	2	—	△ 2
農 業 関 連 団 体 等	1,386	1,005	△ 381
合 計	1,398	1,011	△ 386

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,398	1,011	△ 386
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,398	1,011	△ 386

注1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,462	2,293	△ 168
合 計	2,462	2,293	△ 168

## (8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / C
破綻先債権額	平成25年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
延滞債権額	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%
	平成26年度	122	34	88	88	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%
	平成26年度	122	34	88	88	100.00%	100.00%

## ① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

## ② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

## ③ 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

## ④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## (9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / C
破産更生債権および これらに準ずる債権	平成25年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
	平成26年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
危険債権	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%
	平成26年度	147	38	108	108	100.00%	100.00%
要管理債権	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
小計	平成25年度	373	279	93	93	100.00%	100.00%
	平成26年度	147	38	108	108	100.00%	100.00%
正常債権	平成25年度	79,302					
	平成26年度	84,772					
合 計	平成25年度	79,675					
	平成26年度	84,919					

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

## ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

## ② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

## ③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

## ④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (10) 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況  
該当する取引はありません。

- (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	274	274	-	274	274	274	292	-	274	292
個別貸倒引当金	118	93	21	96	93	93	108	0	93	108
合 計	393	368	21	371	368	368	400	0	367	400

- (12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸 出 金 償 却	21	0

### 3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	増 減
国 債	79,197	109,064	29,867
地 方 債	2,293	2,234	△ 58
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	78,775	61,447	△ 17,328
短 期 社 債	-	-	-
社 債	54,408	54,746	337
外 国 証 券	18,572	19,593	1,021
株 式	2,916	2,722	△ 193
受 益 証 券	1,427	2,175	748
合 計	237,590	251,986	14,395

- (2) 商品有価証券種類別平均残高  
該当する取引はありません。

## (3) 有価証券残存期間別残高

## 【平成25年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	6,341	30,639	44,592	30,729	-	-	112,303
地方債	284	633	639	299	371	-	-	2,230
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	22,041	32,487	17,972	-	-	-	-	72,500
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	4,338	14,890	23,402	11,729	3,249	102	-	57,713
外国証券	999	-	11,458	7,000	-	-	-	19,457
株式	-	-	-	-	-	-	3,919	3,919
受益証券	-	-	99	-	-	-	1,859	1,959
合計	27,664	54,353	84,212	63,622	34,350	102	5,779	270,085

## 【平成26年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	-	21,102	44,371	42,508	18,101	-	126,084
地方債	384	588	570	269	357	-	-	2,171
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	16,213	28,136	5,225	-	-	-	-	49,575
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	7,925	22,939	10,690	4,433	3,089	3,974	-	53,053
外国証券	-	-	18,291	-	1,114	-	-	19,405
株式	-	-	-	-	-	-	4,729	4,729
受益証券	-	-	970	-	-	-	2,497	3,467
合計	24,524	51,664	56,850	49,075	47,069	22,076	7,226	258,487

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しております。

#### 4. 有価証券の時価情報等

##### (1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	49,558	50,303	744	39,073	39,502	429
そ の 他	215,619	220,526	4,907	213,181	219,414	6,232
合 計	265,177	270,830	5,652	252,255	258,916	6,661

(注) 1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としています。
4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。
5. 減損処理については25年度・26年度とも行っていません。

##### (2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	2,441	2,446	4	2,500	2,499	△ 0
満期保有目的	60,000	62,283	2,283	58,750	61,006	2,256
そ の 他	2,000	1,999	△ 0	2,000	1,981	△ 18
合 計	64,441	66,729	2,288	63,250	65,487	2,237

(注) 1. 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については取得価額を貸借対照表価額としています。
5. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

##### (3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)  
該当する取引はありません。

# 經營諸指標

## 1. 利益率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	増減
総資産経常利益率	0.24	0.28	0.04
純資産経常利益率	4.74	5.54	0.80
総資産当期純利益率	0.18	0.18	0.00
純資産当期純利益率	3.22	3.47	△0.09

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

## 2. 貯貸率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	増減
期 末	7.66	7.80	0.14
期 中 平 均	7.32	7.35	0.03

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## 3. 貯証率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	増減
期 末	26.15	23.90	△2.25
期 中 平 均	22.57	23.04	0.47

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

# 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の状況

### ●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題としており、平成27年3月末における自己資本比率は21.74%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保に努めてまいります。

### ●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79億円（前年度 79億円）

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	246億円（前年度 246億円）

#### 回転出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8億円（前年度 11億円）

#### 永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	135億円（前年度 150億円）
償還期限	なし
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、借入日より10年が経過した日以降の利息支払期日にいつでもその全部または一部を償還可能

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度		平成26年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	56,497		57,662	
うち、出資金及び資本準備金の額	32,681		32,681	
うち、再評価積立金の額	1		1	
うち、利益剰余金の額	24,687		25,878	
うち、外部流出予定額 (△)	872		898	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,778		3,095	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,778		3,095	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,153		14,322	
うち、回転出資金の額	1,153		822	
うち、上記以外に該当するものの額	15,000		13,500	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	75,429		75,079	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2	0	1
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	2	0	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	66	265
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

項 目	平成25年度		平成26年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの の額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		66	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	75,429		75,012	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	302,224		339,385	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	△ 64,377		△ 79,597	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。）	2		1	
うち、繰延税金資産	-		265	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 64,379		△ 79,864	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセント で除して得た額	5,912		5,542	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	308,137		344,927	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	24.47%		21.74%	

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	25年度			26年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	126,980	—	—	140,573	—	—
我が国の地方公共団体向け	68,237	—	—	67,425	—	—
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	3,918	391	15
地方三公社向け	240	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	786,197	187,870	7,514	790,485	158,112	6,324
法人等向け	97,951	60,943	2,437	99,360	62,601	2,504
中小企業等向け及び個人向け	82	60	2	71	52	2
抵当権付住宅ローン	516	180	7	593	207	8
不動産取得等事業向け	332	332	13	336	336	13
三月以上延滞等	1,191	1,786	71	1,199	1,799	71
信用保証協会等による保証付	144	14	0	131	13	0
出資等	5,676	5,676	227	5,500	5,500	220
他の金融機関等の対象資本調達手段	42,919	107,299	4,291	75,401	188,504	7,540
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	169	424	16	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 64,377	△ 2,575		△ 79,597	△ 3,183
上記以外	3,746	1,913	76	3,530	1,421	56
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,134,887	302,174	12,086	1,188,531	339,344	13,573
CVAリスク相当額 ÷ 8%		50	2		40	1
中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	0	6	0	0
信用リスクアセットの額の合計額	1,134,891	302,224	12,088	1,188,538	339,385	13,797
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		5,912	236		5,542	221
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		308,137	12,325		344,927	13,665

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$
- 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

資料編

## 2. 信用リスクに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行っています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を毎月開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

### ● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は  
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び  
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	25 年度					26 年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,115,786	79,919	241,866	—	0	1,169,226	92,411	227,804	—	1,199
国外	19,104	—	19,104	—	—	19,311	—	19,311	—	—
地域別残高計	1,134,891	79,919	260,971	—	0	1,188,538	92,411	247,116	—	1,199
法人	農業	186	186	—	—	176	176	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	40,191	4,688	16,157	—	36,655	4,915	15,527	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	6,640	4,125	2,354	—	7,031	4,986	1,836	—	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,757	7,014	6,743	—	11,600	5,013	6,586	—	—
	運輸・通信業	11,005	6,610	3,675	—	12,000	6,330	3,254	—	—
	金融・保険業	846,207	30,480	111,424	—	897,622	41,068	93,268	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	22,964	19,446	1,605	—	24,217	21,991	1,105	—	—
	日本国政府・地方公共団体	178,214	6,029	112,009	—	190,997	6,541	125,537	—	—
	上記以外	14,229	11	7,000	—	6,062	8	—	—	1,199
個人	1,326	1,326	—	—	0	1,376	1,376	—	—	0
その他	167	—	—	—	—	796	—	—	—	—
業種別残高計	1,134,891	79,919	260,971	—	0	1,188,538	92,411	247,116	—	1,199
1年以下	718,363	5,223	27,674	—	—	771,305	7,993	24,532	—	—
1年超3年以下	80,630	14,370	54,186	—	—	82,999	16,425	51,971	—	—
3年超5年以下	108,761	12,768	82,965	—	—	79,112	10,802	54,494	—	—
5年超7年以下	81,185	8,072	62,093	—	—	73,203	13,944	47,535	—	—
7年超10年以下	90,365	38,475	33,948	—	—	93,450	30,672	46,499	—	—
10年超	1,096	994	102	—	—	27,339	5,255	22,083	—	—
期限の定めのないもの	54,487	13	—	—	—	61,127	7,317	—	—	—
残存期間別残高計	1,134,891	79,919	260,971	—	—	1,188,538	92,411	247,116	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	25年度					26年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	274	274	—	274	274	274	292	—	274	292
個別貸倒引当金	118	93	21	96	93	93	108	0	93	108

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	25年度						26年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他				
法人	農業	—	—	—	—	—	—	20	—	—	20	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・ 不動産業	21	0	21	0	0	21	0	0	—	0	0	—
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	0	0	—	0	0	—	0	—	0	—	—	0
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	96	93	—	96	93	—	93	88	0	93	88	0	
業種別計	118	93	21	96	93	21	93	108	0	93	108	0	

- (注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。  
 2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

	25年度			26年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	—	197,107	197,107	—	209,264	209,264
2%	—	3	3	—	6	6
4%	—	—	—	—	—	—
10%	—	654	654	—	5,166	5,166
20%	7,077	748,104	755,182	8,584	790,510	799,094
35%	—	516	516	—	593	593
50%	62,486	62	62,548	59,129	49	59,179
75%	—	80	80	—	69	69
100%	22,021	95,418	117,439	22,386	28,396	50,783
150%	1,190	0	1,190	—	63,132	63,132
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	169	169	—	1,514	1,514
その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—
合計	92,776	1,042,117	1,134,893	90,101	1,098,704	1,188,805

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減効果勘案後残高

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	25 年度			26 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	240	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	7	4	—	3	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	1	—	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	8	—	—	1,115	—
合 計	7	254	—	3	1,116	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引ですが、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	25 年度	26 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

25 年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	39	74	—	—	—	74
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	39	74	—	—	—	74
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	39	74	—	—	—	74

(単位：百万円)

26 年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	21	59	—	—	—	59
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	21	60	—	—	—	60
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	21	60	—	—	—	60

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果をお案するために用いているクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

- リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

- 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

- 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

- 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

- 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

- 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

- 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称  
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」に基づき管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

### ● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ● 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、厳格な資産査定を行い、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

#### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	25年度		26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,919	3,919	4,729	4,729
非上場	43,984	43,984	43,984	43,984
合計	47,904	47,904	48,713	48,713

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

#### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

25年度			26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
127	—	—	402	—	—

#### (3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

25年度		26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
981	43	1,812	1

#### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

25年度		26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### ● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

### ● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（アウトライヤー基準に基づく金利リスク）を計測しています。

### ● 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

#### 【VaR計測によるリスク量】

(単位：百万円)

	25年度	26年度
市場統合VaR	8,419	12,104

#### 【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

(単位：百万円)

	25年度	26年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△ 2,274	△ 3,790

# ご参考

## 【府内JAバンク会員のご紹介】（平成27年7月1日現在）

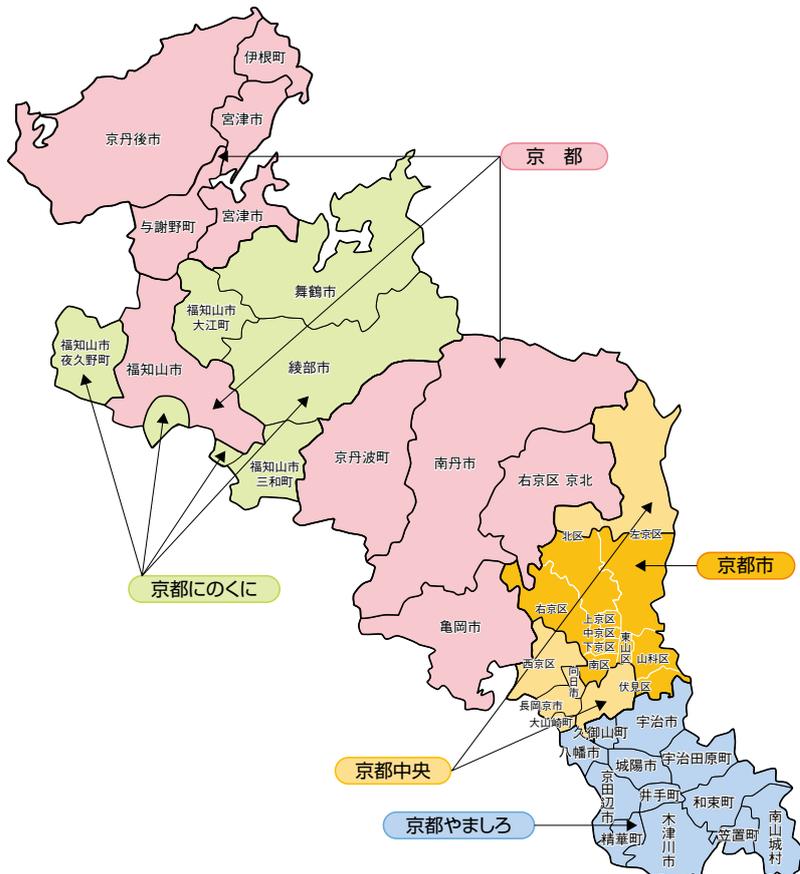
### ● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-0898	17	16
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14-8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	17	36
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	31	59
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-2092	14	26
計				98	154

### ● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町 1	075-681-2412	1
事務センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町6	075-602-7511	—

## 京都府内農業協同組合一覧図



ご参考

# 「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

## JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めるとしてしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

### 京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階  
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時  
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105